

# 史的変遷にみる米国公立学校の教材検閲(censorship)問題

## —今世紀を中心に—

古賀一博

### I 問題の所在

「米国の公立学校における学校教材の検閲 (censorship) 問題は今日、多くの教育関係者にとって実質的かつ現実的ディレンマである」<sup>(1)</sup>ことを最近の多発する訴訟事件がものがたっている。保守的な政治的、道徳的風土とリベラルな政治的風土は、それぞれの立場から税制、外交政策、強制バス通学、強制的人種差別撤廃などをはじめとする公的機関の多くの政策に対する大衆の不満を増幅させ、それら大衆に公立学校不信感を植えつけているという。この大衆の不満が現在米国の公立学校における教材検閲問題の遠因となっているという識者もいる。たとえば、E. B. Jenkinson はこのような状況を以下のように説明している。

「学校は不幸な人々にとって便利なターゲットである。多くの人々はワシントンや州都はもちろん、市庁でさえも攻撃することができないものである。彼らはインフレ、連邦あるいは州の法律、さらにはいわゆる道徳性の低下等に不満をいただく時、当然、それをだれかにぶつけたくなる。しかし、彼らはいつも自分たちが直面している問題を撃退する方法を知っているわけではない。そこで彼らは、そのうっ憤を学校へ表出するのである」<sup>(2)</sup>

これまで、筆者は、米国公立学校の教材決定（選定、排除）に関する訴訟事件を素材として、そこにみられる関係当事者の権利、権限関係について若干の考案・検討を加えてきた。<sup>(3)</sup>しかし、判例分析という研究視点からだけでは、特に教育関係の訴訟事件は州裁判所の管轄内で処理されるケースがかなり多く、各州によって法域が異なるため各事件の争点が全米を通して共通した問題であったかどうか、また敗訴の場合訴訟費用を支弁しうる市民階層しか原告になりえないために、はたして国民一般に共通した教育的問題であったかどうかなどの限界性、換言すれば、事件においてみられる争点が提訴された時期における米国の一般的かつ典型的問題であったかどうかという限界性がどうしても存在するように思われる。加えて、表面上の事件当事者は明らかでも、それらの背後から当事者にさまざまな形で影響や圧力を及ぼしていると思われる見えない (invisible) 影響力主体（学校教材の決定に関していえば、教材内容の実質的決定者あるいは決定的影響者）、さらにはそれら主体の意図及び依拠する思想、信念は解明されないようにも思われる。

そこで、本稿では、訴訟事件にのみ限定せずに、学校教材及びその内容の決定をめぐるさまざまな問題、事件（本稿は、それを教材検閲問題という）を史的変遷という視点から紹介するとともに、最近の関係調査研究に依拠しつつ、今日の米国公立学校における教材検閲問題の現状をも明らかにすることを目的としている。なお、本稿では、特に今世紀以後を中心に考察するとともに、論文中において使用する「検閲」(censorship) という用語の意味は J. E. Bryson らの定義「個人あるいはグループの価値判断または偏見にもとづき、教科書や図書館図書をはじめとする学校教材の入手が制限されること。その行為は、(1) 使用の禁止、(2) 教室あるいは学校図

書館からの教材の排除、(3) 学校教材の入手の制限、である<sup>(4)</sup>に依拠している。

## II 今世紀を中心とする米国公立学校の教材検閲問題

### (1) 今世紀以前の概括的状況

植民地時代の早期から学校教材に対する検閲活動は存在してはいたが、それらは一般に宗教的色彩（ピューリタニズム）の強いものであり、政教分離の原則が確立されていない当時においては、しばしばそれらの活動は教会と植民地総督府によって行なわれていた。<sup>(5)</sup> 宗教的教義に直接関係する検閲問題は、独立後も継続して存在したが、それとは別にわいせつ性に関する検閲活動がなかったわけではない。しかし、わいせつ性が検閲活動の主要なターゲットとなったのは特に19世紀に入って以後のことである。1815年のSharpless事件<sup>(6)</sup>（ペンシルバニア州）、1821年のHolmes事件<sup>(7)</sup>（マサチューセッツ州）を契機として、米国各地にわいせつ問題に関する関心が高まり、1821年ヴァーモント州、1834年コネチカット州、1835年マサチューセッツ州、1860年ペンシルバニア州、1868年ニューヨーク州と各州にわいせつ法（obscenity law）が制定された<sup>(8)</sup>かかる規定とそれを生み出した社会的状況は当然ながら当時の学校教材にも影響を及ぼしたといわれている。

19世紀におけるもう1つの大きな学校教材をめぐる検閲問題は、南北戦争に象徴される南部諸州と北部諸州の政治的、社会的対立が原因していた。当時、南部地域の学校は、主要な教科書の多くを北部地域に所在する出版社に依存していた。ところが、奴隷制度に関する見解に代表される南北の政治的、社会的対立が北部地域で出版された教科書の内容に南部地域の親の関心を引きおこしたのである。それら教科書の内容は、1) 北部の南部に対する優秀性、2) 奴隷制度の非人間性、3) 北部地域における研究の強調的紹介、4) New England 移住者を青年の模範となるべき道徳的愛国者とし、南部移住者はそれに劣る、というような基本的方針で記述されていたため、南部住民の大きな反発を買うこととなり、かかる教科書の排斥運動が南部各地で展開された。<sup>(9)</sup>

最後に、19世紀後半期における諸科学・学問の進展がこれまで宗教上の絶対的真理とされてきた信念に関する論争を生み出したことも上げられる。その典型的事例の1つにダーウィン（Darwin）の「種の起源」（Origin of the Species）論争がある。科学的進化論と科学的創造説の論争がこの時期に誕生し、つい最近まで公立学校の教育内容にかかる論争が影響していたことを付言しておきたい。<sup>(10)</sup>

以上のように、概括的ではあるが、今世紀以前において米国公立学校の教材検閲問題は政治的、宗教的、道徳的な各側面からすでに顕在化していたのである。

### (2) 今世紀前半期の状況

今世紀に入ると米国は、農業経済国家から工業経済国家へ急速に移行し、その結果、多くの社会的経済的問題が生じたといわれる。<sup>(11)</sup> 科学技術、学問の急速な進展は学校段階におけるそれら知識の学習内容を飛躍的に拡張していった。他面、2つの世界大戦を契機として新しいかつ強力な愛国主義思想が大衆の中に醸成されるようになり、米国の公立学校はこれら社会的状況の中でそのカリキュラム内容や教材にさまざまな側面から圧力を受けるようになった。以下、その20世紀前半期における学校教材の検閲状況を概観してみたい。

表 I - 1 20世紀以後における米国公立学校の主要な教材検閲問題

	年	検閲行為者	検閲の影響力主体	検閲対象物	検閲の理由・目的
①	1903	Brooklyn公立図書館	親	子供向け閲覧本「Tom Sawyer」,「Huckleberry Fin」	“nigger”（黒ん坊）という黒人蔑視の不適切用語の使用。
②	1911	コネチカット州 Meridenの学校行政官	ユダヤ教及びキリスト教委員会（A committee of Jews and Gentiles）	シェイクスピア学習の中の「ベニスの人」	ユダヤ人を歪曲した固定観念で表わしており、強い嫌悪感を産み出す傾向がある。
③	1926	アメリカ郵政省（The Post Office Department）		性教育のための小冊子（人間の性行為を率直に表現）	Comstock 郵便法（わいせつ文書の郵送に関する）に違反し、若者を墜落させる。
④	1922	全国アメリカナイズーション委員会（The National Amricanization committee）	米国在郷軍人会と外国戦争退役軍人会	公立学校で使用中の歴史教科書	愛国心の養成が不十分、反アメリカ的教科書の排除のため。
⑤	1920年代	学校行政官及び出版社	公益事業団体（public utility companies）	公立学校で使用中の社会科教科書	資本主義（私企業のシステム）に関する記述が不十分。
⑥	1927, 28	シカゴ市教育長	シカゴ市長 Thompson	公立学校で使用中の歴史教科書	再選運動の一環として、反アメリカの内容を攻撃
⑦	1948	ニューヨーク市教育長		雑誌「The Nation」	ローマカトリック教会に関する記事が宗派的宗教教育にあたる。
⑧	1950年代	地方教育行政当局	Minute Women of America（反共政治集団）	学校図書館図書「A Field of Broken Stones」	内容が下品、不道徳で政治的にも危険。
⑨	1953	インディアナ州教科書委員会	同委員会メンバー Mrs. Thomas J. White	学校図書「Robin Hood」及びクウェーカー教に関する内容をふくむ教科書	共産主義的色彩が強いこと。クウェーカー教徒が共産主義を間接支持していること。
⑩	1953	アラバマ州議会		州内の全教育機関の教科書	出版者もしくは著者が、教科書執筆者を共産主義者、社会主義者でないと証明しなければ、いかなる教科書も使用できないという法案を可決。
⑪	1957	フィラデルフィア市教育委員会	米国愛国婦人会（The Daughters of American Revolution）	公立学校で使用中の全教科書	破壊的教育内容の有無をチェック。

表中の「検閲の影響力主体」のところで空白部分があるが、これは依拠した資料からではその内容が不明であったか、もしくは検閲の行為者自身が影響力の主体であったかのいずれかである。また、表中の各問題・事件は主要と考えられるものをpick upした。

全体としてこの時期も19世紀とほぼ同じように政治的、宗教的、道徳的各側面からさまざまな個人及び組織による検閲活動が存在しているが、特に今世紀前半期の顕著な特徴と思われるものに、2つの大戦を契機とした強力な愛国主義グループ（American Legion, the Veterans of Foreign War, the Daughters of American Revolution など）の積極的な検閲活動の出現が上げられる。彼らの主要なターゲットは、特に歴史、地理、公民関係を中心とした社会科の教科書、その他教材と国語（英語の使用）であり、反アメリカ的内容や非愛国主義的記述がヒステリックなほどまでに攻撃された。彼らの組織は、全国製造業者協会（The National Association of Manufacturers）をはじめとする保守的事業団体と連帯して、それらの財政的援助のもとで上述の検閲活動（反アメリカ的、非愛国主義的教材の調査、攻撃）を行った。彼らの一連の活動は、特に1920年代以後に急速に高まり、オレゴン州、ウィスコンシン州、オクラホマ州などでは「反アメリカ的、非愛国主義的教材の選定をしてはならない」とする法案を通過させるまでに至ったといわれている。<sup>(12)</sup>

もちろん、これらの検閲活動に反対する人々がいないわけではない。雑誌「Nation」, 「New Republic」, さらに社会科教科書の著名な執筆者でコロンビア大学教育学部名誉教授Harold Ruggなどはその代表である。Ruggは、「社会は変化する価値基準にもとづいて、世代から世代へと形成されるべき刻々と変化する現象として学習されねばならない」<sup>(13)</sup>と考へ、その教科書を執筆した。しかしこの考へに対して、上述の愛国主義グループは「彼（Rugg—筆者）は子供へ真のアメリカニズムを教えるかわりに、偏見のない公平な見方を与えようとしている。むかしの歴史家はみな“我国が正しいか、悪いか”を教えていた。それこそが我々が子供たちに採用してもらいたいと望んでいる見解である。我々は彼らに公平であることを教えることを考へていないし、自ら決心することも望んでいない」<sup>(14)</sup>と主張した。Rugg これらの検閲グループに次のような反対声明文を出している。

「学校を検閲しなさい。そうすればあなたがたは民主主義の最も破壊的な敵であるあなたがた自身の行為によって自らを悟らせることでしょう。教育を検閲しなさい。そうすれば、あなたがたは協調性を破壊することになるでしょう。あなたがたは、偏見を重んじ、先入観に自由な支配力を与えておられるが、結局それは、ファシズムを産み出すことになるでしょう。アメリカ人の生活において、教育以外の何ものも、我々国民に寛大な協調性を与え、民主主義の永続を保障するものはないのです」<sup>(15)</sup>

いずれにせよ、これらの反対にもかかわらず、全体的傾向としては、この時期の学校教材は上述愛国主義グループの精力的検閲活動によって、かなりの影響を受けたと思われる。事実、前述の「Nation」, 「New Republic」やRuggの教科書は、各地でそれらの検閲攻撃にあい、学校や図書館から排斥されたといわれている。この愛国主義グループの影響は次の後半期50～60年代はじめまで継承されている。

### (3) 今世紀後半期の状況

今世紀前半期、特に20年代から40年代前半において醸成されてきた愛国主義思想を信奉する検

関グループはファシズム特にナチズムの打倒という最大目標を達成するために反アメリカ的、非愛国主義的教材への集中攻撃を展開していたのであるが、それら検閲グループの主張する愛国主義思想の中には当時国内においてすでに顕在化してきていた労働者運動抑圧のための反共主義原理も含まれていたのである。<sup>(16)</sup> 第2次大戦の勝利後、「最大の敵」ナチズムを失った愛国主義的検閲グループにとっては、この反共主義思想こそがその後の彼らの検閲活動における欠くことのできない最も大きな拠り所となっていたのである。

20世紀後半期の50年代（正確には1945年以後）～60年代はじめにおける学校教材に対する検閲活動の最も大きな特徴としては、この反共主義思想に裏づけられた新たな愛国主義を信奉するグループらの動きがあげられよう。

表 I - 2 20世紀以後における米国公立学校の主要な教材検閲問題（続）

年	検閲行為者	検閲の影響力主体	検閲対象物	検閲の理由・目的
⑫ 1957	テキサス州Houston教育委員会メンバー	米国愛国婦人会 (D. A. R.)	第10学年の地理教科書, 第12学年の経済関係の参考書	国際連合の諸活動と国際主義 (one-worldism) に関する記述を不適切として。
⑬ 1957	ネブラスカ州教育行政機関	米国愛国婦人会 (D. A. R.)	学校教材として使用されるUNESCO関係の出版物	国際連合の各種政策にD. A. R. が反対していることを理由にして。
⑭ 1960	コネチカット州 Torrington 学校行政官	全国有色人種助成協会 (The National Association the Advancement of Colored People)	Edgar Allen Poe 「Gold Bug」 Joe Chardler Haris 「Br'er Rabbit」 Ruth Stuart 「Sonny's Christening」	Nagroの生徒に混乱した考えをうえつけ、Nagroに対する慈善的記述がある。
⑮ 1961	学校関係者 (特に P T A)	John Birch Society (ジョンバーチ協会: 極石反共団体)	公立学校で使用されるすべての教科書	反共主義教育の完遂とその他の思想の教育排除のため。
⑯ 1962	テキサス州議会 (教科書検査委員会)	Texans for America 団体 (ジョンバーチ協会, D. A. R. 在郷軍人会の支援)	公立学校で使用されるすべての教科書	ニューディール, 国連, テネシー川流域開発公社その他各種連邦援助に好意的内容排除のため及び反共, 反ユダヤ主義の完遂のため。
⑰ 1970	ミネアポリス Jordan 中学校校長	平等教育真相委員会 (The Facts Committee for Equal Education)	Eve Merriam 「Inner City Mother Goose」	わいせつ的で暴力賛美の内容である。
⑱ 1971	オハイオ州 Strongville 教育委員会		公立学校で使用されるすべての教科書	わいせつ性, 不道徳性, 神の冒瀆という点から検査。アメリカ史上の人物に対する教科書の記述を検査。

	年	検閲行為者	検閲の影響力主体	検閲対象物	検閲の理由・目的
⑲	1971	オハイオ州Cedar RapidsのHolmes中学校司書	親	School Library Journalによって推薦されていた図書2冊	わいせつ性と不適切な用語の使用。
⑳	1971	オレゴン州Stayton教育行政機関	関係父母による選別委員会 (A screening Commi.)	学校図書館に所蔵される図書すべて	ラブシーン、下品な言葉を含む図書内容を検査。
㉑	1973	ノース・カロライナ州 Buncombe郡教育委員会	同委員会メンバー Mrs. Edna Roberts	「Catcher in Rye」, 「Of Mice and Men」, 「Andersonville」	わいせつで問題用語を使用。高校図書館図書としては不適切。

60年代に入ると、一部連邦援助金に裏づけられたカリキュラム及び教授方法の革新運動 (open classroom, team teaching, 個別教授, 新しい数学や理科等) が展開され、公立学校へも導入されるようになった。<sup>(17)</sup> ところが多くの親たちはこの新しいカリキュラムや教授方法の革新に戸惑いの色を隠せなかった。それまで親たちが通った伝統的な教室は姿を消し、子供たちがもって帰る各種の宿題 (特に自然科学系の) は理解できないものであった。教育の力点が事実を教えることから概念を理解することへ変わったのである。意志決定, 思考方法, 価値解明はカリキュラムの重要素であった。このような状況に多くの親は不応適をおこし、学校への不信感をつのらせていた。<sup>(18)</sup>

この学校教育の革新を呼応するように、教材の内容も大きく変化していった。自然科学系の分野における教材内容に関しては連邦の援助により、その改革が進められたが、人文・社会科学系の分野における教材内容は、当時のさまざまな社会的状況と変化 (具体的には、生活様式, 黒人を中心とする民族的・人種のマイノリティーグループの公民権運動, 女性運動グループの活動など) に影響された新写実主義 (New Realism) といわれる方向へ進み出したのである。<sup>(19)</sup> Lee Rinsky と Roman Schweikert は “In Defense of the ‘New Realism’ for Children and Adolescents” という論文の中で、新写実主義について次のように説明している。すなわち、これまでの教材のパターンは文化や道徳を高め、子供の純粋な想像力を豊かにする意図で書かれていたが、新写実主義に色どられた教材は今日の個人的、社会的問題をしばしばそのテーマとして採用した。それらの教材がよく採用するテーマの一つに「今日の変化しつつある家族形態」がある。具体的には、片親家族, 離婚, 別居中の親, 養子の生活, 働く母親, 生活保護家庭, 一定の住居をもたない家庭の問題などである。2つめのテーマとしては、これまで子供向けの書物ではめったに取り上げられなかった「死, 臨終」がある。これまでの教材はせいぜいペットの死について触れるぐらいであったのに対して、新しい教材は祖父母, 父母, きょうだい, 友人の死について触れている。死はだれもが必ず経験する現実的問題として描かれている。3つめのテーマとしては、アメリカという多元的社会に生きる「人種的・民族的各グループの多様性の問題」がある。「我々は我々の社会が多元的社会であり、我々の勢いと成功がその多様性によるものであるという現実の中で、生きている」とする考えにそって描かれている。4つめのテーマとしては、「男性と女性の役割変化」がある。たとえば、Marlo Thomas の “Free to be You and Me” という本は将来における男性と女性の両方の責任について書かれている。この種の教材は、生活様式と同様に職業に関する形態の変化にも言及している。その他のテーマとしては、これまでの教材で

はタブーとされてきた話題、たとえば同性愛、青少年の妊娠、中絶、出産、麻薬・アルコールの飲用などがある。<sup>20)</sup>

もちろん、民族的マイノリティー・グループや女性運動のグループなどは、これらの新写実主義教材はまだまだその数も少なく、内容も不十分であると主張しており、そのことが、これらグループからの検閲活動や訴訟を生起させる原因となっているが、多くの保守的親たちにとってみれば、この新写実主義に影響された教材の出現及び学校における採用が、ますます公立学校への不信感を増幅させ、親たちによる学校への圧力（検閲活動）を増大させることになったのである。<sup>21)</sup>

表 1-3 20世紀以後における米国公立学校の主要な教材検閲問題（続）

	年	検閲行為者	検閲の影響力主体	検閲対象物	検閲の理由・目的
22)	1975	ニューヨーク州 Randolph 教育行政機関	関係父母委員会 (The Concerned Parents Committee)	高校図書館図書 (約150冊)	わいせつ性にあふれ、教育上不適格である。
23)	1975	ウィスコン州 Scituate, Rhode Island, Waukesha の各公立図書館	父母グループ	公立図書館の子供むけ閲覧本	教育上不適切な描写、用語を含む図書（特にわいせつ的表現）。
24)	1975	テキサス州 Dallas の高校図書館	父母グループ	Peter Benchley 「Jaws」、Peter Gent 「Noth Dallas Forty」、 「Go Ask Alice」	残酷な描写やわいせつ性にとむ表現が多く、教育上不適切。
25)	1976	テネシー州 Manchester 教育委員会	同委員会のメンバーで洗礼派 (Baptist) の牧師	James Fenimore Cooper 「Drums Along the Mohawk」	“hell”(地獄)、“damn”(呪う) という用語の使用。

最後に、60年代後半～70年代にかけて顕在化してきたといわれるもう1つの教材検閲活動の背景、すなわち「世俗の人間主義」(secular humanism) に対する新しい宗教観の出現について触れてみたい。新福音主義(The New and Evangelical) の右派、特に pro-family 連合などの極右派は世俗の人間主義という「宗教」が公立学校に蔓延しているとして、公立学校をきびしく攻撃しているという。それらグループの攻撃は 1) 公立学校が基本的に宗教を(もちろん彼らの意図する宗教であるが) 教えていないといういらだちと 2) 現在の教育が生徒の多様な教育要求にできるだけ応えることを基本理念とする人間主義的、民主主義的教育哲学を強く支持しているという不満に起因しているといわれている。<sup>22)</sup> 世俗の人間主義が「宗教」か否かの厳密な定義は容易なことではないが、Gabler などの意見では世俗の人間主義は「人が神であるとし、聖書にある生活の基準を拒否する宗教」と定義している。同様にニューヨーク市の宗教団体 Christophers はそれを「人間を運命の最高の支配者として描き、人間を宇宙の中心におく」<sup>24)</sup> 傾向を有するとして、「宗教」であるとの考えを支持している。もし、かかる世俗の人間主義が宗教であるならば当然ながら政教分離の原則からして、公立学校では法論理上その教授は認められないわけであるが、それはそれとして、これらの反対グループはまた別の側面からもその不合理性を主張して

いる。すなわち、彼らは司法がこれまで神を信じる者に対しても、神を信じない者（無神論者）に対しても公は一切の援助をしないことをくりかえし明示してきているにもかかわらず、現実においては公の機関（公立学校）では神を信じない者の考え（世俗的人間主義）を採用、支持しており、はなはだ不合理、不公平と感じているのである。<sup>(25)</sup> これらの反対グループの主張に対して、J. E. Bryson の冷静かつ批判的分析は注目に値する。

「政治と宗教が歴史的関係を有する一つの民主主義社会の中では、それらを分離することは非常に困難な問題であるが、論理的には不可能なことではない。典型的民主主義の特徴が神を信じない者に対してさえも道徳的であるので、神を信じる者たちは民主主義に疑いの念をいだくのである。」<sup>(26)</sup>

つまり、Bryson によれば、民主主義社会は、無神論者もいかなる有神論者も公平かつ平等に取り扱おうとするために世俗主義を採用してきており、そのことが民主主義社会の特徴ともなっているのであるが、有神論者特にこれら新福音主義右派をはじめとする反対グループにしてみれば、民主主義社会がその理念を実現するために採用してきた世俗主義そのものが自分たちの信ずる神を否定する「敵対宗教」として映っているわけである。Bryson は、世俗的人間主義を修正第1条の宗教の自由に抵触する「宗教」として、それを否定することは、結局、民主主義の基本的原理そのものの否定につながることとなり、元も子もなくなると考えているように思われる。

いずれにせよ、これらの反対グループは、世俗的人間主義の影響を直接反映していると思われる性教育、価値の解明、人間性コース、ダーウィンの進化論などの教材内容に集中攻撃（検閲活動）を加えていると報告されている。<sup>(27)</sup>

### III 最近の関係調査研究にみる米国公立学校の教材検閲の現状

次に、最近の調査研究に依拠しつつ、米国公立学校の教材検閲状況をみてみたい。

#### (1) ノース・カロライナ州図書館協会知的自由委員会（The Intellectual Freedom Committee of North Carolina Library Association）調査報告<sup>(28)</sup>

この調査は、1979年にノース・カロライナ州図書館協会の知的自由委員会が州内の一般図書館と大学、短期大学、及び高等学校以下の公立学校の図書館司書を対象として行なったものである。州内の592名の図書館司書が調査に応じている。この中から特に公立学校関係分について論を進めると、まず「検閲問題が起り得る可能性のある図書の購入は避けている」と答えた者が53.8%、「そのような図書でも購入している」と答えた者が44.7%、無回答1.5%であり、公立学校図書館司書の過半数以上が学校内における検閲問題にかなり神経をとがらせていることがわかる。次に、「これまで何らかの検閲問題にぶつかったことがあるか」という問いに対し、319名（全体の53.8%）の者が「ある」と答えるとともに、そのうち90名の者は「所属管轄機関の正式な改善措置を要求された」と回答しており、教材の検閲が特殊な問題ではまず、すくなくとも同州においては現実的かつ恒常的問題となっていることがうかがえる。これに対して、「学校は制文化された図書選定方針を有しているか」という問いには、84.3%の者が「有している」、11.5%の者が「有していない」、3.5%の者が「知らない」、0.7%の者が無回答という回答状況を示しており、大多数の学校図書館では一応、図書の制文化された選定基準を有していることがわかる。にもかかわらず、前述のような検閲問題の頻発する現状があることを考えると、制文化された図



書選定の方針や基準の教育的妥当性はともかく、すくなくともかかる方針や基準にもとづいて選定された図書の内容が必ずしも地域住民（親も含む）の基本的支持をうけていないことが推測される。では、「どのような内容の図書が検閲の主要なターゲットとされているか」というと、第1位神の冒瀆 (profanity) 72件 (40.2%)、第2位性問題62件 (34.6%)、第3位宗教18件 (10.1%)、第4位人種問題8件 (4.5%)、その他14件 (7.8%)であり、ノース・カロライナ州の場合も前節でのべた「新写実主義」や「世俗的人間主義」に影響された教材内容に対する保守的地域住民の不満や反発が看取され、興味深い。

(2) **L. B. Woods** : *A Decade of Censorship in America The Threat to Classroom and Libraries, 1966-1975* の調査研究<sup>(29)</sup>

この研究は、Woodsが“Newsletter on Intellectual Freedom”にもとづき1966年から1975年までの10年間の全米における検閲問題の現状を考察したものであり、学校図書館と一般図書館の両方が対象となっている。

これによると、1970年、1974年、1975年に各年とも114件の検閲問題が発生しており、1966年の27件、1967年の73件に比べて、大幅な増加の傾向にあることがわかる。また検閲問題の多発地域としては、ロード・アイランド州、コロンビア特別地区、及びヴァーモント、ニュー・ハンプシャー、メリーランド、ヴァージニアの各州とオレゴン州、モンタナ州、ワイオミング州が上げられている。学校は全検閲問題中62%の発生件数を占めており、中でも学校図書館の図書が最大のターゲットとなっている。以下、具体的にどのような教材が検閲の対象となっているか、またその数はどれくらいかを示してみる。

表Ⅱ 米国公立学校(学校段階別)における検閲対象教材の種類とその数(1966~1975)

学校段階 種類	高等学校	中学校	小学校	段階の明記 なし	計
工 芸 作 品	1			3	4
パンフレット			1		1
図 書	767	61	222	13	1063
映画(フィルム)	11	2	2	3	18
映画(スライド)	1				1
ビ ラ	1				1
雑 誌	18	5	3	11	37
新 聞	71	1	1	5	78
詩	2		1		3
レ コ ー ド		1	1	1	3
スライド上映会	1			1	2
教 科 書	88	29	6	176	299
計	961	99	237	213	1510

(L. B. Wood; *A Decade of Censorship in America*, p60を参考に作成)

表からも明らかのように、高等学校の教材内容が圧倒的に検閲の対象となっている。この理由は、高等学校段階で使用される教材の内容がかなり多様性に富むこと、換言すれば、前述のような新写実主義等の影響を強く受けたような教材等を含み、生徒の学習要求や関心に合わせた教材が数多く使用されているため、これまでの保守的・伝統的教育観をもつ人々が強い拒絶反応を示しているからと考えられる。また、「段階の明記なし」を「学年段階を問わずに」と解釈した場合、教科書の検閲が2番目に多いのは、おそらく教科書は公的カリキュラムの基準、いいかえれば地域社会の基礎的・共通的価値の教授が直接要求されるものであり、「教科書こそが地域社会の基本的諸価値を伝達、教化する上でもっとも重要な教具である」とする伝統的教育観を堅持する保守的人々のきびしい目が光っているためであろうと考えられる。もちろん、高等学校の教材内容が圧倒的に検閲対象となっていることは前述のとおりであるが、小、中学校の学校段階においても担当数の検閲対象教材が存在しており、学校教材の検閲問題は、量及び対象学年とも、特定地域の特定学年段階だけの問題ではなく、全米の公立学校を通じた現実かつ恒常的問題となってきたことが本研究からもうかがえよう。

#### IV 結 語

以上、概括的ではあるが、特に20世紀を中心として学校教材の検閲問題をみてきた。その結果、およそ以下のような点が明らかとなったように思われる。すなわち、第1に公立学校の学校教材をめぐる検閲問題は、すでに今世紀以前において、数こそ少ないが顕在化していたこと、第2にそれら検閲問題の状況は、ほぼ今日と同じように、その時代その時期の社会的政治的状況を反映したさまざまな個人あるいは組織によって展開され、それらの圧力が学校教材の決定に大きく影響していたこと、そして第3にこれら学校教材の検閲問題が特に近年急増していることなどである。

アメリカ図書館協会の知的自由に関する事務局 (The office for Intellectual Freedom of the American Library Association) の1977年～1978年の調査報告によれば、この時期の学校における教材検閲問題の78%が親たちによる圧力で起っているという。<sup>(30)</sup> この報告からも明らかのように、近年の教材検閲問題の急増には大きく親たちが関係しているようである。この背景には、60年代～70年代にかけて、学校教育(カリキュラム及び教授方法)の革新が行なわれたことと生活様式の変化、公民権運動に代表される民族的少教派の積極的活動、女性運動グループの活発な活動及びそれら社会的状況に影響された新写実主義教材の出現などにより、保守的親たちが公立学校に対する不信感を爆発させたことが考えられよう。加えて、先にも述べたが、新しい宗教観の出現(反世俗の人間主義の思想)が敬虔はキリスト教信奉者である保守的親たちに、公立学校を攻撃させる論拠を与えていることも考えられる。

いずれにせよ、今日のように多様な価値が存在し、またそれを尊重する民主主義社会の中で、学校が関係当事者(生徒、親、教師、司書、教育行政当局)すべての正当な権利・権限を保障しうる教材の決定を行なうことは至難のわざである。しかし、このような社会の中で、なお学校が学習者の教育要求を最大限に尊重しつつ、他面、学校を維持する親を含む地域社会の正当な希望にも可能な限り応えることを追求するのならば、教材決定に対する不当圧力に抗する手段を獲得するためにも、再度厳密な学校教材の決定をめぐる権利・権限関係の洗い直しが必要であるように思われる。

《注》

- (1) Joseph E. Bryson and Elizabeth W. Detty ; *The Legal Aspects of Censorship of Public School Library and Instructional Materials*, 1982, p.1 .
- (2) Edward B. Jenkinson ; "Dirty Dictionary, Obscene Nursery Rhymes, and Burned Books", *Dealing with Censorship*, ed. James E. Davis (Urbana: National Council of Teachers of English, 1979), p.5 .
- (3) この点に関しては、拙稿「米国公立学校の教科書採択をめぐる判例動向」『広島大学大学院教育学研究科博士課程論文集』第8巻 1982年、「米国地方教育委員会の教材決定権 —近年の連邦判例の検討を通して—」『日本教育行政学会年報』第9号 1983年、「米国教育判例にみる生徒の情報・思想入手権 —連邦最高裁 Pico 事件判決の意義と課題—」『高松短期大学研究紀要』第15号 1985年を参照されたい。
- (4) J. E. Bryson ; *op. cit.*, p.10.
- (5) *Ibid.*, pp.25-28.
- (6) Commonwealth of Pennsylvania v. Sharpless, 2 S.&R. 91 (Pa. Sup. Ct. 1815).
- (7) Commonwealth v. Holmes, 17 Mass.336 (1821).  
前注(6)のSharpless事件と本件は、米国における「わいせつ書物の出版に対する司法の判断を最初に確立した事件である。これら二つの事件において、米国の司法は、すでにイギリス・コモン・ローによって構築されていた「わいせつ性」に関する三つの基準を採用して審理を進めており、興味深い。これら三つの基準とは、1) 被告側の意志：中傷的、有害な登場人物の有無、2) 若者の墮落：善良な市民の道徳心と同様に若者の道徳心を誘惑し、彼らの心の中に節度のない好色な欲望をうえつけようと企てているかどうか、3) 治安の障害：規則や秩序に反抗的であるかどうか、である。19世紀米国における出版物の検閲（わいせつ性）に関する司法の判断は、これら二つの事件にもみられるように、英国のコモン・ローの強い影響を受けており、注目される。
- (8) Felice F. Lewis ; *Literature, Obscenity, and Law* (Carbondale and Edwardsville : Southern Illinois University Press), pp. 6-7.
- (9) Howard K. Beale ; *A History of Freedom of Teaching in American Schools*. Report of the Commission on the Social Studies, partXVI (New York : Octagon Books, 1974) pp.156-162.
- (10) *Ibid.*, p.202.  
この「種の起源」論争は、その後20世紀に入っても続けられ、1927年のテネシー州でおこった“mokey trial”（さる裁判）や1970年になってようやくミシシッピ州が反進化論法を廃止したことなどはあまりにも有名である。
- (11) J. E. Bryson ; *op. cit.*, p.40.
- (12) Jack Nelson and Gene Roberts, Jr.; *Censors and Schools*, (Boston: Little, Brown and Company, 1963) , p.29 .
- (13) Paul Blanshard ; *The Right to Read : The Battle Against Censorship*, (Boston : Beacon press, 1955), p.92.

- (14) *Ibid.*, pp.95-96.
- (15) Harold Rugg; "A Study in Censorship : Good Concepts and Bad Words", *The First Freedom*, ed. R. B. Downs (Chicago ; American Library Association, 1960), p.349.
- (16) 梅根 悟監修『世界教育史体系18 アメリカ教育史』講談社1976. pp.135-136.
- (17) Jon Schaffarzick; "Federal Curriculum Reform:A Crucible for Value Conflicts", *Value Conflicts and Curriculum Issues : Lessons from Research and Experience*, eds. Jon Schaffarzick and Gary Sykes (Berkley : McCutchan, 1979) , pp.1-24.
- (18) *Ibid.*, pp.1 -24.
- (19) J. E. Bryson ; *op. cit.*, p.51
- (20) Lee Rinsky and Roman Schweikert; "In Defense of the 'New Realism' for Children and Adolescents", *Phi Delta Kappan* 58(February, 1977). pp.472-75.
- (21) E. B. Jenkinson ; *op. cit.*, pp.7-11.
- 新写実主義に影響された教材は、本文中にあるようにこれまで子供向けには取り上げていなかった新しい題材を採用しているが、それらの中には、いわゆる販売利益追求にのみ専念した不良図書、換言すれば子供に対する教育的配慮を無視した、売れるためならばどんな描写でも言葉でもかまわないとする図書もあり、このことが親の不信感を増幅させる原因ともなっていると考えられる。
- (22) J. C. Park; "The New Right : Theat to Democracy in Education", *Educational Leadership* 38 (November, 1980), p.148.
- (23) J. E. Bryson ; *op. cit.*, p.66.
- (24) *Ibid.*, p.66.
- (25) *Ibid.*, p.66-67.
- たとえば、これら反対グループが引用する司法判断には、Torcaso v. Watkins, 367 U. S. 488, 81 S. Ct.1680, 6 L. Ed.2 d.982 (1961). などがある。
- (26) *Ibid.*, p.68.
- (27) R. T. Rhode; "Is Secular Humanism the Religion of the Public Schools? ", *Dealing with Censorship*, ed. James E. Davis (Urbana:National Council of Teachers of English, 1979), p.118.
- (28) J. E. Bryson ; *op. cit.*, pp.60-61.
- (29) L. B. Woods ; *A Decade of Censorship in America : The Threat to Classrooms and Libraries, 1966-1975* (Metuchen, New Jersey : Scarecrow Press, 1979).
- (30) J. E. Bryson ; *op. cit.*, p.3.

<SUMMARY>

A Historical Consideration of Censorship of Public School  
Educational Materials in the United of States

— centering around the 20th century —

Kazuhiro Koga

A review of recent court cases establishes that censorship of educational materials in public schools is a real and present dilemma for educational leaders in the United of States. The current conservative political and moral climate and public dissatisfaction with taxes, foreign policy, busing, forced desegregation, and government in general have caused many people to flout public schools. E. B. Jenkinson points out that propinquity and familiarity make schools targets more accessible than federal, state, or even local government.

This paper, therefore, attempts to consider historically censorship of American public school educational materials and to clear up the present state of censorship of educational materials on the basis of recent investigations and studies.

The contents are as follows :

I . Introduction

II . Censorship of public school educational materials laying stress on the 20th century

- (1) general situations before the 20th century
- (2) situations in the first half of the 20th century
- (3) situations in the latter half of the 20th century

III . The present state of censorship of American public school educational materials on the basis of recent investigations and studies

IV . Conclusion

This paper points out that censorship has been a real problem for public schools in the United of States. Any level of public education is confronted with controversy concerning educational materials. The censor may be a parent, an interested member of the community, a local or national organization, a teacher, a librarian, a student, a principal, the superintendent, or even the school board. Controversy concerning schools is influenced by problems generally encountered in society. Prevailing social, political, and religious trends influence community pressures on schools. Furthermore, censorship involves major legal issues such as academic freedom, students' rights, the rights of parents to direct their children's education, and the authority of school administrator and school board. So it is necessary to examine strictly the legal aspects of censorship of public school educational materials in order to obtain effective means against unfair and unlawful pressures on educational materials.

高松短期大学研究紀要

第 16 号

昭和61年3月15日 印刷  
昭和61年3月25日 発行

編集発行 高松短期大学  
〒761-01 高松市春日町960  
TEL (0878) 41-3255(代)

印刷 高東印刷株式会社  
高松市東山崎町596番地  
TEL (0878) 47-5265(代)